

○旭川市地域活動センター条例

平成26年12月24日条例第72号

改正 令和元年6月28日条例第7号

旭川市地域活動センター条例

(設置)

**第1条** 本市は、地域住民が自主的に地域のために行う非営利の活動（以下「地域活動」という。）を支援するとともに、地域住民の交流及び協働を促進し、もって活力ある地域社会の形成及び地域主体のまちづくりの実現に寄与するため、地域活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旭川市末広地域活動センター	旭川市末広東2条9丁目
旭川市緑が丘地域活動センター	旭川市緑が丘東3条1丁目

(事業)

**第3条** センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域活動に関する情報の収集及び提供
- (2) 地域活動に参加する機会の提供
- (3) 地域活動に関する交流及び協働の促進
- (4) その他市長が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

**第4条** センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたとき、又は次条第1項に規定する指定管理者が必要と認めた場合であって、あらかじめ市長の承認を受けたときは、開館時間及び休館日を臨時に変更することができる。

施設名	開館時間	休館日
旭川市末広地域活動センター	午前9時から午後10時まで	12月30日から翌年の1月4日まで
旭川市緑が丘地域活動センター	午前9時から午後9時まで	

(指定管理者による管理)

**第5条** 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定するセンターの事業に関すること。
- (2) センターの使用の承認等に関すること。
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

(公募によらない指定管理者の指定)

**第6条** 市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年旭川市条例第29号。以下「指定条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、公募することなく、特定のことを指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により特定のことを指定管理者に指定しようとするときは、あらかじめ、当該特定のものに対し、指定条例第3条に規定する申請書及び事業計画書その他規則で定める書類の提出を求めるものとする。

(使用の承認等)

**第7条** センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をせず、又は既に与えた承認を取り消し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認めるとき。
- (3) その他指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

(利用料金の納入)

**第8条** 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

(利用料金の設定基準等)

**第9条** 前条の利用料金は、別表に規定する利用料金設定基準により、指定管理者が定める。

2 指定管理者は、利用料金の額、納入方法、減免等について定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により承認をしたときは、その内容について速やかに告示するものとする。

(使用者の義務)

**第10条** 使用者は、センターの使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

(委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月30日から施行する。ただし、第6条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第9条の規定による利用料金の設定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

#### 附 則 (令和元年6月28日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の旭川市地域活動センター条例第9条の規定による利用料金の設定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

別表（第9条関係）

利用料金設定基準

1 利用料金は、次に規定する額の範囲内となるように設定しなければならない。

(1) 旭川市末広地域活動センター

区分		1時間当たりの金額	
		地域活動団体	一般
多目的ホール	全面使用	円 800	円 1,600
	半面使用	500	1,000
研修室		200	400
会議室		150	300

(2) 旭川市緑が丘地域活動センター

区分		時間区分			
		午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時	全日 9時～21時
多目的ホール	全面使用	円 2,400	円 3,200	円 2,400	円 7,200
	半面使用	1,500	2,000	1,500	4,500
中会議室		1,000	1,300	1,000	3,000
小会議室		600	800	600	1,800
学習交流スペース		500	700	500	1,500
フリースペース（ミニキッチンを含む。）		1,400	1,900	1,400	4,200

備考

- 「地域活動団体」とは、本市の区域内で地域活動を行っている団体で、市長の定めるところにより、あらかじめ指定管理者が認めたものをいう。
- 旭川市末広地域活動センターを使用する場合であって、使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
- 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に定める利用料金については、指定管理者が市長の承認を得て別に設定することができる。

- (1) 旭川市緑が丘地域活動センターを使用する場合であって、午後の時間区分を細分して使用するとき、又は開館時間以外に使用するときの利用料金
- (2) 旭川市末広地域活動センターを使用する場合であって研修室と会議室とを、旭川市緑が丘地域活動センターを使用する場合であって中会議室と小会議室とを併せて1室として使用するときの利用料金
- (3) 個人使用の利用料金
- (4) 備付設備の利用料金
- (5) 営利を目的とする行事等について使用する場合の利用料金
- (6) 冷暖房料